



お知らせ

都市計画区域(市街化調整区域)における既存宅地確認の制度について

平成13年5月18日に都市計画法が改正され、市街化調整区域においてこの日までに知事の確認を受けた既存宅地については、自己用の建築物に限り、5年間は従来通り許可不要の取扱いとなっています。

このため、確認を受けた土地では、都市計画法改正後から5年の間(平成18年5月17日まで)に建築確認を受け建築工事に着手していなければ、それ以降、許可が必要となり基準に適合する用途の建築物でないと建築ができなくなりますのでご注意ください。

なお、愛媛県のホームページに既存宅地制度に関するQ&Aを掲載していますので、ご覧ください。

(都市計画課ホームページのお知らせの欄、改正都市計画法(開発許可関係)に関するQ&Aを参照ください。)

問い合わせ

役場まちづくり課計画建築係

☎985-4124

第2回地域医療連携フォーラム

日時 7月16日(土)
14時~16時30分

場所 松山市民会館大ホール

内容

「21世紀の地域医療連携」
〈一部〉フォーラム

地域医療支援病院を核とした広域チーム医療の展開(生活習慣病などについての健康相談、看護介護相談あり)
〈二部〉基調講演

テーマ

「がんばらない」けど「あきらめない」
諏訪中央病院名誉院長

鎌田實先生

定員 1200名程度

参加費は無料で、どなたでも参加できます。

問い合わせ

松山赤十字病院

地域医療支援課

☎926-9516

高齢者虐待相談窓口の開設について

愛媛県では、近年大きな問題となっている「高齢者虐待」について、県民の皆さんからの相談に対応するため、平成17年度から愛媛県高齢者総合相談センターに高齢者虐待相談窓口を開設しました。

相談は無料で、匿名でも可、個人の秘密は厳守、電話・FAX・来所のいずれでもかまいません。高齢者虐待にお悩みの方、高齢者虐待と思われる状況を発見した方など、どなたからでも相談を受け付けます。

相談日時 毎月第1、第3金曜日 13時~16時

場所 愛媛県高齢者総合相談センター
(県民文化会館東側)

愛媛県老人児童センター内

☎926-0808

FAX926-0177

愛媛県優良木造住宅利子補給金交付制度の利用について

愛媛県では、地域材を使用した木造住宅の建設・購入に対し支援を行っています。愛媛県は全国有数の林産県であり、県産材の利用促進は、地域産業の活性化だけでなく地域環境保全にもつながります。

皆さんが住宅を建設・購入される際には、ぜひ本制度をご利用ください。

【概要】

県内で自ら居住するため、一戸建ての対象木造住宅を新築又は購入する方が、住宅の主要部材に50%以上の地域材を使用し、金融機関から融資を受ける場合に、利子補給金が最長5年間受けられます。

【対象木造住宅】

- ・地域材を主要部材(土台、柱、はり、たるきなど)に50%以上使用する住宅
- ・県内に事務所を有する施工業者により、在来工法又は枠組壁工法で建設される木造住宅
- ・指定金融機関融資の場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく建設住宅性能評価書の交付を受けた木造住宅(ただし、公庫の証券化支援事業融資の場合は不要)

【問い合わせ】

- ・県内に本店を有する金融機関及び四国労働金庫愛媛支店
- ・愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 ☎941-2779